１．献血推進に係る新たな中期目標
～献血推進２０２０～の進捗状況について

１．背景及び目的

病気やけがの治療等に必要な血液は、国民の善意による献血によって支えられている。献血者は昭和 60 年度に延べ約 876 万人を数えたが、その後減少を続けて平成 19 年度には約 496 万人まで低下した。

国は、平成 17 年度から「献血構造改革」、平成 22 年度から「献血推進 2014」といった 5 ヵ年の献血推進目標を策定して献血者確保のための取り組みを行ってきた。

平成 25 年度の献血者数は約 516 万人であるが、20 代、30 代の献血率の減少が続いている。日本赤十字社の血液需給将来推計シミュレーションでは、平成 25 年の献血率（献血可能人口の 6.0%）のまま、少子高齢化が進んでいった場合、血液需要がピークとなる 2027（平成 39）年に、献血者約 85 万人分の血液が不足すると推計された。

こうした状況を踏まえ、将来の血液の安定供給体制を確保するため、新たに平成 27 年度から平成 32（2020）年度までの６年間の中期目標を設定し、献血の推進を図っていくこととする。

２．平成 32（2020）年度までの達成目標

項目	目標	H25 年度 実績値	H26 年度 実績値	H32 年度 目標値
若年層の献血者数の増加	10 代(注 1)の献血率を増加させる。	6.3%	5.7%	**7.0%**
	20 代の献血率を増加させる。	7.2%	6.7%	**8.1%**
	30 代の献血率を増加させる。	6.7%	6.3%	**7.6%**
安定的な集団献血の確保	集団献血等に協力いただける企業・団体を増加させる。	50,712 社	52,084 社	**60,000 社**
複数回献血の増加	複数回献血者（年間）を増加させる。	996,684 人	978,321 人	**1,200,000 人**
献血の周知度の上昇	献血セミナーの実施回数（年間）を増加させる。	1,128 回	974 回	**1,600 回**

（注 1）10 代とは献血可能年齢である 16～19 歳を指す。

３．重点的な取組みについて

上記の目標を達成するため、以下の事項について重点的に取り組んでいくこととする。

（１）献血の普及啓発

広く国民に献血の意義を理解し、献血を行ってもらうため、効果的な普及啓発を促進する。

（２）若年層対策の強化

① 10 代への働きかけ

献血への理解を深めてもらうことにより、初めての献血を安心して行っていただくため、日本赤十字社が実施する「献血セミナー」などの積極的な活用を推進する。

② 20 代・30 代への働きかけ

20 代・30 代は、リピータードナーにならずドロップアウトする方が多いため、献血を体験した方が、長期にわたり複数回献血に協力してもらえるように普及啓発、環境整備に取り組む。

また、企業などへの働きかけを一層強化し集団献血を行うことにより、安定的な献血者の確保を図る。

（３）安心･安全で心の充足感が得られる環境の整備

献血は相互扶助と博愛精神による自発的な行為であり、献血者一人一人の心の充足感が活動の大きな柱となっている。

献血に協力いただく方々が、より安心・安全に献血できるとともに、心の充足感を得られ継続して献血いただける環境整備を図る。

４．進捗状況について

項目	目標	（参考）H25 年度実績値	（参考）H26 年度実績値	H27 年度実績値	H28 年度実績値	H32 年度目標値
若年層の献血者数の増加	10 代(注 1)の献血率を増加させる。	6.3%	5.7%	5.4%	5.2%	**7.0%**
	20 代の献血率を増加させる。	7.2%	6.7%	6.5%	6.2%	**8.1%**
	30 代の献血率を増加させる。	6.7%	6.3%	6.0%	5.8%	**7.6%**
安定的な集団献血の確保	集団献血等に協力いただける企業・団体を増加させる。	50,712 社	52,084 社	53,316 社	54,696 社	**60,000 社**
複数回献血の増加	複数回献血者（年間）を増加させる。	996,684 人	978,321 人	967,142 人	954,048 人	**1,200,000 人**
献血の周知度の上昇	献血セミナーの実施回数（年間）を増加させる。	1,128 回	974 回	1,211 回	1,772 回	**1,600 回**

（注 1）10 代とは献血可能年齢である 16～19 歳を指す。

○　若年層の献血者数の増加について

平成 28 年度の 10 代から 30 代の献血率は、いずれも前年度を下回る状況にある。これは、近年、献血由来による輸血用血液製剤が医療機関の需要に応じて不足することなく安定的に確保出来ていることに加え、200mL 献血由来製品の需要動向を踏まえた 400mL 献血の推進方策等が要因と考えられる。

一方、若い時期における初回献血の経験は、その後の献血への動機付けとなることから、200mL 献血を含め可能な限り献血を経験していただくことが重要である。なお、平成 28 年度の 200mL 献血者（156,950 人）の約３割が 40 代以上（49,685 人）であることから、医療機関の需要に応じた 200mL 献血は、原則として 10 代等の若年層を中心に行うことによって、若年層献血者数の増加を図ることが必要である。

また、将来にわたり安定的に献血者を確保するため、総献血者数に占める年代別構成割合の均一化に向けた取り組みを行うことが必要であり、現在、地方自治体及び採血事業者と目標設定に向けて調整中である。

○　安定的な集団献血の確保について

　平成 28 年度の集団献血や献血の推進活動等に協力いただける企業や団体数は、前年度を上回る状況にある。

これは、地方自治体と採血事業者が一体となって推進が行われた結果であり、特に企業・団体等の代表者に対し、積極的に働きかけを行ってきたことが要因であると考えられる。また、CSR 活動の一環として、献血に積極的に取り組んでいただける企業が、近年多く見受けられる。このような観点からも、さらに働きかけを行いながら集団献血の確保にあたることが重要である。

　なお、集団献血の実施にあたっては、代表者に対し若年層献血者が減少していることを理解いただき、若年層への働きかけをより一層高めていただくことにより、若年層の構成比率を向上させる取り組みが必要となる。

○　複数回献血の増加について

　平成 28 年度の複数回献血者数は、前年度を下回る状況にあるものの、年間平均献血回数については若干上昇しており、特に 40 代以上については顕著な伸びを示している。

　今後は、血液製剤の安定供給を確保するため、特に若年層献血者を複数回献血クラブ会員へ誘導し、複数回献血への理解を求めることが重要となる。

○　献血の周知度の上昇について

　平成 28 年度の献血セミナー実施回数は、前年度を大幅に上回る状況にある。

これは、平成 24 年から継続的に発出している「学校における献血に触れ合う機会の受入れについて（厚生労働省・生活衛生局血液対策課長通知）」によって、地方自治体及び採血事業者が、校長会や養護教諭等に対し、より積極的に働きかけられる環境が整ってきたことによるものであると考えられる。

　今後も、全国的な取り組みとして継続していくことが、将来の献血者の基盤を確保する上でも重要である。

2. 献血量の年度別推移

年度	献血量合計		（内訳） 成分献血		400ml献血		200ml献血		献血者数
		前年比		前年比		前年比		前年比	
	L	%	L	%	L	%	L	%	人
平成16年度	1,992,683	96.0	711,726	95.1	1,068,648	96.7	212,308	95.3	5,409,050
平成17年度	1,922,445	96.5	615,662	86.5	1,110,081	103.9	196,702	92.6	5,238,170
平成18年度	1,857,984	96.6	582,286	94.6	1,117,805	100.7	157,893	80.3	4,983,009
平成19年度	1,903,420	102.4	608,766	104.5	1,185,830	106.1	108,825	68.9	4,955,954
平成20年度	2,002,092	105.2	680,260	111.7	1,225,658	103.4	96,174	88.4	5,137,612
平成21年度	2,077,097	103.7	711,424	104.6	1,273,502	103.9	92,171	95.8	5,303,431
平成22年度	2,063,627	99.4	649,112	91.2	1,321,928	103.8	92,587	100.5	5,329,676
平成23年度	2,025,202	98.1	618,816	95.3	1,322,370	100.0	84,015	90.7	5,250,866
平成24年度	2,038,739	100.7	636,325	102.8	1,320,032	99.8	82,382	98.1	5,249,728
平成25年度	2,000,713	98.1	614,067	96.5	1,306,844	99.0	79,802	96.9	5,156,325
平成26年度	1,953,783	97.7	569,332	92.7	1,324,950	101.4	59,501	74.6	4,990,460
平成27年度	1,931,353	98.9	562,263	98.8	1,327,779	100.2	41,311	69.4	4,883,587
平成28年度	1,911,083	99.0	572,210	101.8	1,307,483	98.5	31,390	76.0	4,829,172

（注）　上記の献血量は、小数点以下を四捨五入しているため、合計量と内訳の合計は必ずしも一致しない。

3．平成28年度　都道府県別・献血区分別献血者状況

都道府県	合　計	前年比	成　分	献血区分別の構成比	前年比	400mL	献血区分別の構成比	前年比	200mL	献血区分別の構成比	前年比
	人	%	人	%	%	人	%	%	人	%	%
北海道	248,903	95.1%	44,746	18.0%	91.3%	194,060	78.0%	97.5%	10,097	4.1%	74.1%
青　森	49,059	99.4%	13,708	27.9%	117.0%	33,566	68.4%	95.3%	1,785	3.6%	74.4%
岩　手	44,291	97.8%	11,701	26.4%	107.4%	31,121	70.3%	98.5%	1,469	3.3%	53.0%
宮　城	85,801	98.3%	30,538	35.6%	93.7%	53,406	62.2%	100.7%	1,857	2.2%	110.3%
秋　田	41,230	94.6%	11,553	28.0%	100.2%	28,414	68.9%	95.9%	1,263	3.1%	52.3%
山　形	37,904	100.9%	10,247	27.0%	110.6%	26,481	69.9%	97.0%	1,176	3.1%	120.0%
福　島	78,041	97.0%	20,588	26.4%	112.3%	54,763	70.2%	93.4%	2,690	3.4%	76.2%
茨　城	98,837	98.1%	27,953	28.3%	103.5%	65,701	66.5%	99.9%	5,183	5.2%	64.8%
栃　木	78,842	101.5%	25,761	32.7%	111.7%	45,558	57.8%	98.3%	7,523	9.5%	90.9%
群　馬	86,662	107.0%	28,487	32.9%	126.5%	55,312	63.8%	101.9%	2,863	3.3%	68.6%
埼　玉	225,922	95.9%	64,879	28.7%	100.6%	144,000	63.7%	102.3%	17,043	7.5%	56.4%
千　葉	219,204	98.9%	59,688	27.2%	95.0%	149,780	68.3%	103.5%	9,736	4.4%	69.3%
東　京	574,619	101.8%	179,860	31.3%	99.6%	373,446	65.0%	104.2%	21,313	3.7%	83.1%
神奈川	301,032	101.1%	91,713	30.5%	103.0%	199,836	66.4%	101.8%	9,483	3.2%	75.2%
新　潟	88,977	99.6%	32,748	36.8%	103.8%	52,759	59.3%	99.8%	3,470	3.9%	69.7%
富　山	37,965	97.4%	11,753	31.0%	101.3%	24,623	64.9%	98.6%	1,589	4.2%	66.8%
石　川	42,627	96.1%	15,037	35.3%	99.0%	25,712	60.3%	95.2%	1,878	4.4%	86.2%
福　井	30,076	95.2%	6,944	23.1%	97.0%	21,974	73.1%	97.1%	1,158	3.9%	63.5%
山　梨	33,745	101.6%	11,453	33.9%	124.7%	20,698	61.3%	94.9%	1,594	4.7%	72.6%
長　野	73,427	97.4%	26,999	36.8%	107.6%	45,688	62.2%	96.8%	740	1.0%	24.0%
岐　阜	70,147	99.8%	20,503	29.2%	103.9%	46,515	66.3%	99.9%	3,129	4.5%	78.4%
静　岡	128,507	101.6%	37,247	29.0%	101.3%	85,381	66.4%	101.8%	5,879	4.6%	99.6%
愛　知	271,919	98.4%	94,954	34.9%	102.6%	168,890	62.1%	97.1%	8,075	3.0%	83.2%
三　重	56,132	104.8%	23,126	41.2%	121.3%	32,836	58.5%	95.6%	170	0.3%	112.6%
滋　賀	45,572	98.3%	9,875	21.7%	100.6%	35,056	76.9%	98.0%	641	1.4%	80.0%
京　都	107,810	99.5%	30,428	28.2%	109.1%	76,136	70.6%	96.2%	1,246	1.2%	95.0%
大　阪	383,598	99.0%	116,471	30.4%	106.6%	254,226	66.3%	96.3%	12,901	3.4%	92.4%
兵　庫	209,692	100.1%	58,342	27.8%	109.8%	143,485	68.4%	97.3%	7,865	3.8%	88.4%
奈　良	47,362	99.2%	12,982	27.4%	95.9%	32,835	69.3%	101.5%	1,545	3.3%	84.2%
和歌山	40,591	93.8%	9,065	22.3%	99.9%	30,140	74.3%	92.4%	1,386	3.4%	86.8%
鳥　取	21,738	95.4%	4,995	23.0%	92.6%	16,683	76.7%	96.6%	60	0.3%	49.6%
島　根	20,458	93.5%	5,874	28.7%	97.7%	14,534	71.0%	91.9%	50	0.2%	106.4%
岡　山	75,173	95.6%	20,456	27.2%	103.4%	53,165	70.7%	93.6%	1,552	2.1%	76.8%
広　島	128,370	102.6%	52,024	40.5%	114.9%	74,664	58.2%	96.4%	1,682	1.3%	68.2%
山　口	50,500	99.9%	9,934	19.7%	109.8%	39,995	79.2%	97.8%	571	1.1%	96.5%
徳　島	28,044	95.8%	6,750	24.1%	93.8%	21,239	75.7%	96.4%	55	0.2%	117.0%
香　川	36,201	97.5%	9,488	26.2%	109.0%	26,627	73.6%	94.1%	86	0.2%	60.1%
愛　媛	47,849	96.2%	11,394	23.8%	109.6%	36,382	76.0%	92.6%	73	0.2%	121.7%
高　知	29,707	96.9%	7,657	25.8%	105.2%	20,904	70.4%	93.7%	1,146	3.9%	107.2%
福　岡	198,196	98.6%	52,534	26.5%	105.3%	145,660	73.5%	96.4%	2	0.0%	33.3%
佐　賀	30,991	97.0%	10,781	34.8%	98.5%	20,060	64.7%	96.1%	150	0.5%	113.6%
長　崎	56,915	98.9%	14,138	24.8%	98.5%	42,002	73.8%	99.1%	775	1.4%	91.2%
熊　本	62,091	83.2%	15,276	24.6%	89.5%	45,862	73.9%	81.3%	953	1.5%	85.6%
大　分	45,384	97.5%	9,782	21.6%	94.4%	35,036	77.2%	98.7%	566	1.2%	81.3%
宮　崎	43,579	98.8%	8,889	20.4%	95.7%	34,136	78.3%	99.1%	554	1.3%	146.2%
鹿児島	60,663	101.0%	11,225	18.5%	105.3%	48,428	79.8%	100.1%	1,010	1.7%	98.6%
沖　縄	54,819	98.3%	12,969	23.7%	103.6%	40,932	74.7%	96.0%	918	1.7%	147.1%
合　計	4,829,172	98.9%	1,403,515	29.1%	103.4%	3,268,707	67.7%	98.5%	156,950	3.3%	76.0%

※献血区分別の構成比は、端数処理をしているため、必ずしも合計が100にはならない。

４．平成28年度　都道府県別単位人口当たり献血量

都道府県	献血量（推計値）	前年比	献血可能人口 10万人当の献血量	15歳～69歳人口	人口 10万人当の献血量	総人口
	L	%	L	千人	L	千人
北海道	99,225	95.5	2,739.5	3,622	1,854.0	5,352
青森	19,319	100.9	2,236.0	864	1,494.1	1,293
岩手	17,349	99.3	2,080.3	834	1,368.2	1,268
宮城	33,915	97.7	2,100.0	1,615	1,455.6	2,330
秋田	15,924	95.4	2,442.3	652	1,576.6	1,010
山形	15,172	102.0	2,089.8	726	1,363.2	1,113
福島	31,188	98.3	2,436.6	1,280	1,640.6	1,901
茨城	38,590	98.2	1,941.1	1,988	1,328.4	2,905
栃木	30,144	101.7	2,219.8	1,358	1,533.3	1,966
群馬	33,459	106.4	2,517.6	1,329	1,701.0	1,967
埼玉	85,228	97.5	1,666.9	5,113	1,169.3	7,289
千葉	84,165	98.8	1,942.4	4,333	1,349.7	6,236
東京	224,277	100.1	2,272.3	9,870	1,646.2	13,624
神奈川	118,602	100.2	1,839.1	6,449	1,296.9	9,145
新潟	35,590	100.4	2,347.6	1,516	1,556.8	2,286
富山	15,264	99.3	2,174.4	702	1,438.7	1,061
石川	17,218	97.9	2,216.0	777	1,495.9	1,151
福井	11,878	96.8	2,297.5	517	1,518.9	782
山梨	14,484	104.5	2,600.4	557	1,745.1	830
長野	29,365	98.5	2,163.9	1,357	1,406.3	2,088
岐阜	28,052	100.5	2,081.0	1,348	1,387.3	2,022
静岡	50,234	101.4	2,028.8	2,476	1,362.1	3,688
愛知	107,598	98.7	2,061.3	5,220	1,433.3	7,507
三重	22,801	104.2	1,882.8	1,211	1,261.1	1,808
滋賀	18,335	98.4	1,890.2	970	1,297.6	1,413
京都	43,911	99.9	2,466.9	1,780	1,685.6	2,605
大阪	152,629	98.6	2,505.8	6,091	1,727.9	8,833
兵庫	83,151	100.2	2,220.3	3,745	1,506.4	5,520
奈良	18,810	99.1	2,064.8	911	1,387.2	1,356
和歌山	16,192	94.5	2,594.9	624	1,697.3	954
鳥取	8,600	94.1	2,305.5	373	1,508.7	570
島根	8,221	94.2	1,868.3	440	1,191.4	690
岡山	30,108	96.4	2,376.4	1,267	1,572.2	1,915
広島	52,926	104.0	2,781.2	1,903	1,865.6	2,837
山口	20,128	100.2	2,241.4	898	1,443.9	1,394
徳島	11,347	95.4	2,287.8	496	1,513.0	750
香川	14,441	97.3	2,245.8	643	1,485.7	972
愛媛	19,199	96.4	2,133.3	900	1,396.3	1,375
高知	11,891	96.8	2,562.7	464	1,649.2	721
福岡	80,332	98.8	2,301.1	3,491	1,573.9	5,104
佐賀	12,764	98.6	2,333.5	547	1,541.6	828
長崎	22,763	99.5	2,540.6	896	1,665.2	1,367
熊本	25,168	83.2	2,169.7	1,160	1,418.7	1,774
大分	18,075	97.9	2,390.8	756	1,558.2	1,160
宮崎	17,373	99.1	2,440.1	712	1,585.2	1,096
鹿児島	23,980	101.2	2,260.1	1,061	1,464.9	1,637
沖縄	21,696	97.8	2,191.5	990	1,507.7	1,439
合計	1,911,083	99.0%	2,200.8	86,837	1,505.6	126,933

（注1）人口は、平成28年10月1日現在の『人口推計』（総務省統計）による。

（注2）献血可能年齢は16歳。

（注3）献血量（推計値）及び人口の小数点以下は端数処理をしているため、
内訳の合計と合計欄の数値は必ずしも一致しない。

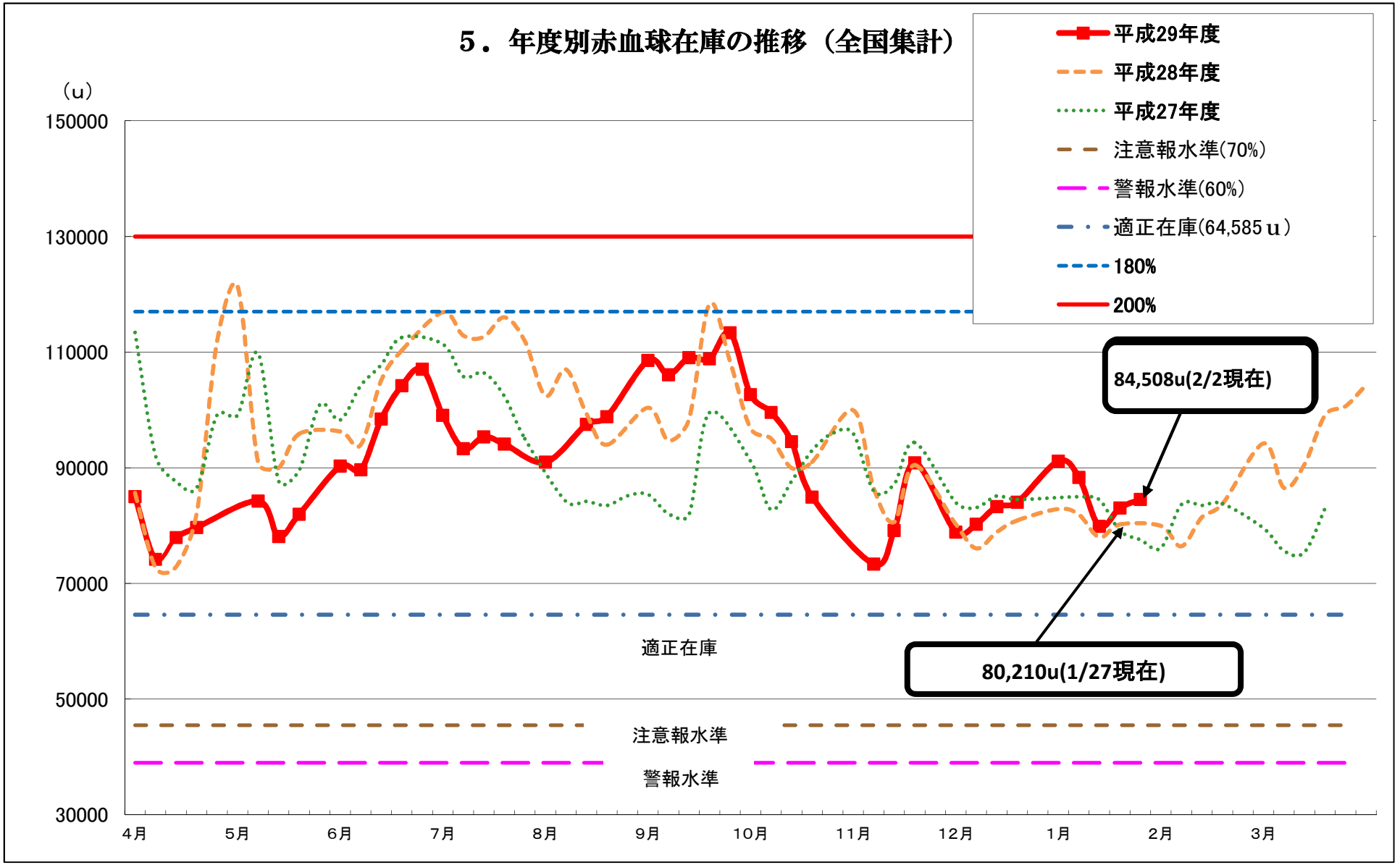
５．年度別赤血球在庫の推移（全国集計）
（u）
150000
130000
110000
90000
70000
50000
30000
4月
5月
6月
7月
8月
9月
10月
11月
12月
1月
2月
3月
平成29年度
平成28年度
平成27年度
注意報水準(70%)
警報水準(60%)
適正在庫(64,585ｕ)
180%
200%
84,508u(2/2現在)
80,210u(1/27現在)
適正在庫
注意報水準
警報水準

６．主な血漿分画製剤の供給量

アルブミン製剤の供給量（遺伝子組換え型含む）の推移

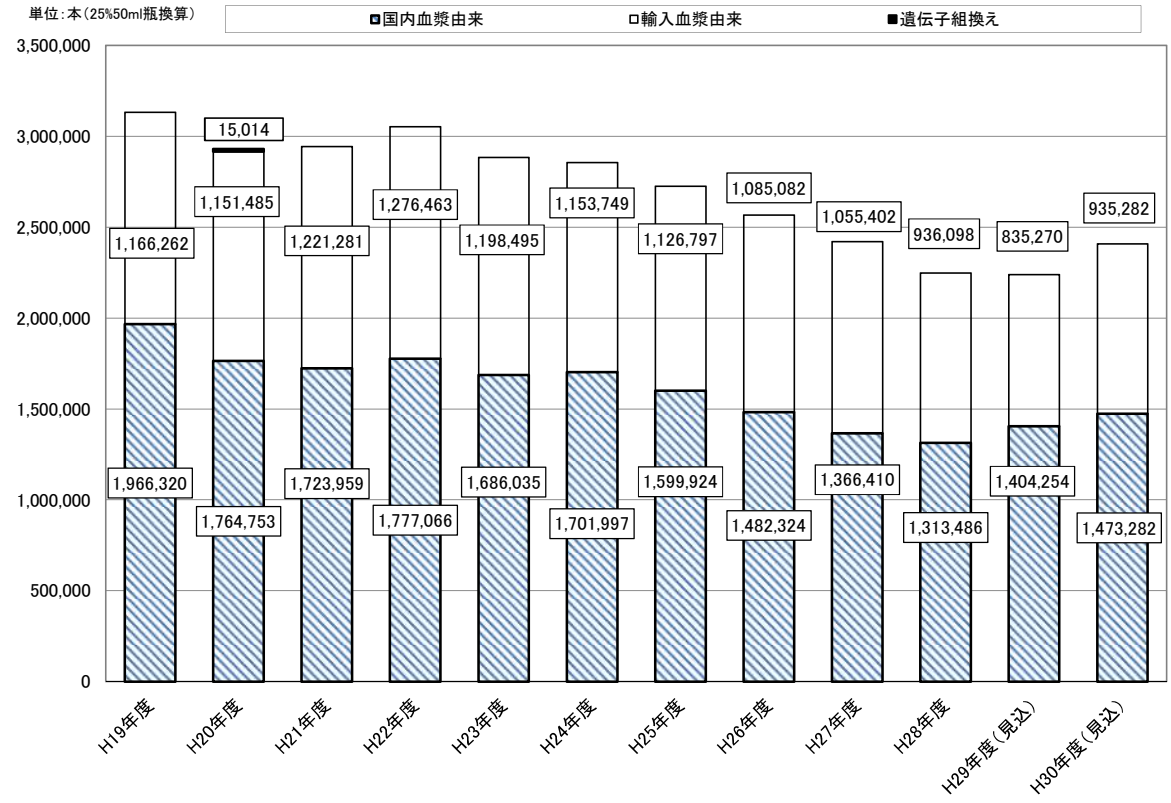

※H29年度（見込）は、平成29年4～9月の供給実績より算出（×12/6月）

グロブリン製剤の供給量の推移

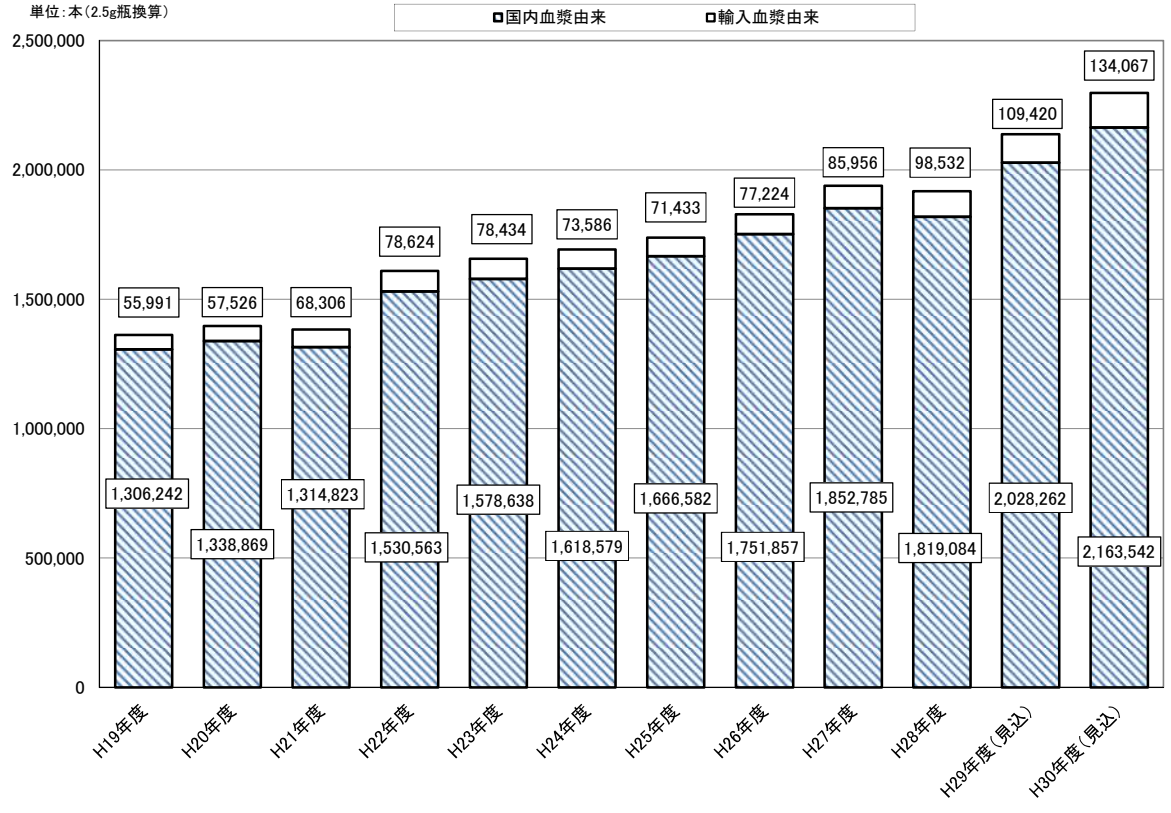

※H29年度（見込）は、平成29年4～9月の供給実績より算出（×12/6月）

7. 血漿分画製剤の自給率の推移（供給量ベース）

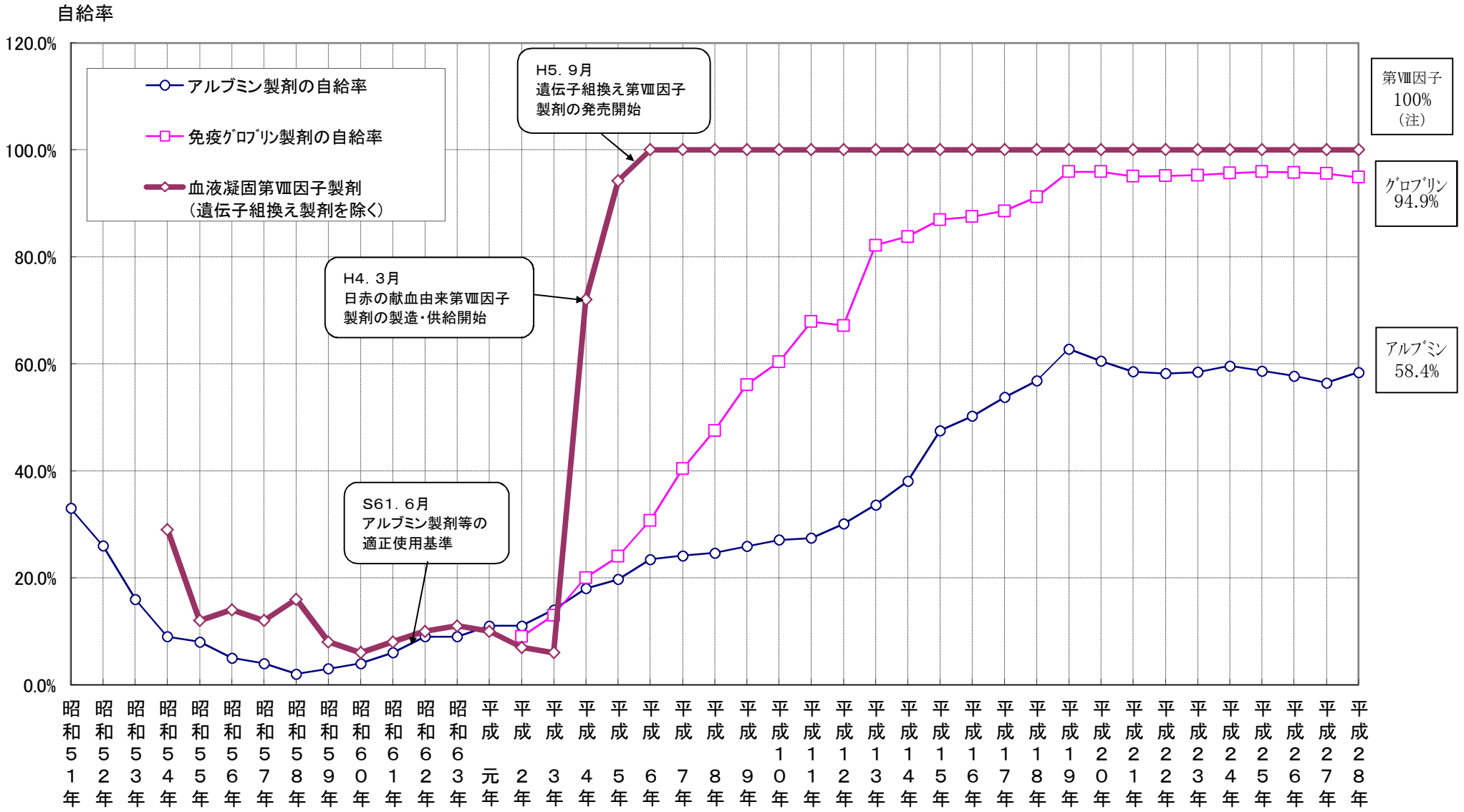

※　平成9年以前は年次、平成10年以降は年度

注：献血血液由来の血液凝固第Ⅷ因子製剤の自給率

8. 都道府県別原料血漿確保量

都道府県	平成29年度目標量	平成28年度目標量	平成28年度実績
	L	L	L
北海道	39,505	40,667	42,895
青森県	10,937	10,061	宮城県に合算
岩手県	10,650	9,605	
宮城県	12,155	17,545	67,352
秋田県	8,261	7,772	宮城県に合算
山形県	8,423	8,421	
福島県	14,890	14,824	
茨城県	24,742	21,816	埼玉県に合算
栃木県	15,464	14,896	
群馬県	15,969	14,801	
埼玉県	38,837	51,395	140,108
千葉県	44,374	44,006	東京都に合算
東京都	104,395	108,917	162,108
神奈川県	61,910	65,585	64,223
新潟県	23,978	17,290	埼玉県に合算
富山県	8,297	7,939	石川県に合算
石川県	7,844	8,623	23,300
福井県	5,833	5,872	石川県に合算
山梨県	9,602	6,311	東京都に合算
長野県	20,056	15,551	埼玉県に合算
岐阜県	15,340	14,986	愛知県に合算
静岡県	26,418	27,700	
愛知県	56,099	56,087	112,710
三重県	12,573	13,486	愛知県に合算
滋賀県	8,634	10,364	大阪府に合算
京都府	19,615	19,568	
大阪府	71,176	67,528	115,369
兵庫県	35,596	40,512	42,021
奈良県	8,764	9,818	大阪府に合算
和歌山県	8,308	7,155	
鳥取県	4,604	4,258	広島県に合算
島根県	4,571	5,103	
岡山県	14,557	14,148	
広島県	18,173	21,001	89,289
山口県	9,148	10,386	広島県に合算
徳島県	6,497	5,677	
香川県	7,586	7,202	
愛媛県	9,162	10,367	
高知県	6,886	5,456	
福岡県	34,193	37,767	96,445
佐賀県	5,754	6,221	福岡県に合算
長崎県	10,962	10,350	
熊本県	13,419	13,170	
大分県	8,939	8,654	
宮崎県	9,527	8,242	
鹿児島県	13,413	12,326	
沖縄県	8,965	10,570	8,977
合計	935,003	950,000	964,796

注）平成30年度の都道府県別原料血漿確保量については、本年3月開催予定の血液事業部会において審議の予定。

９．都道府県別アルブミン製剤・グロブリン製剤使用量（１病床当たりの年間使用量）

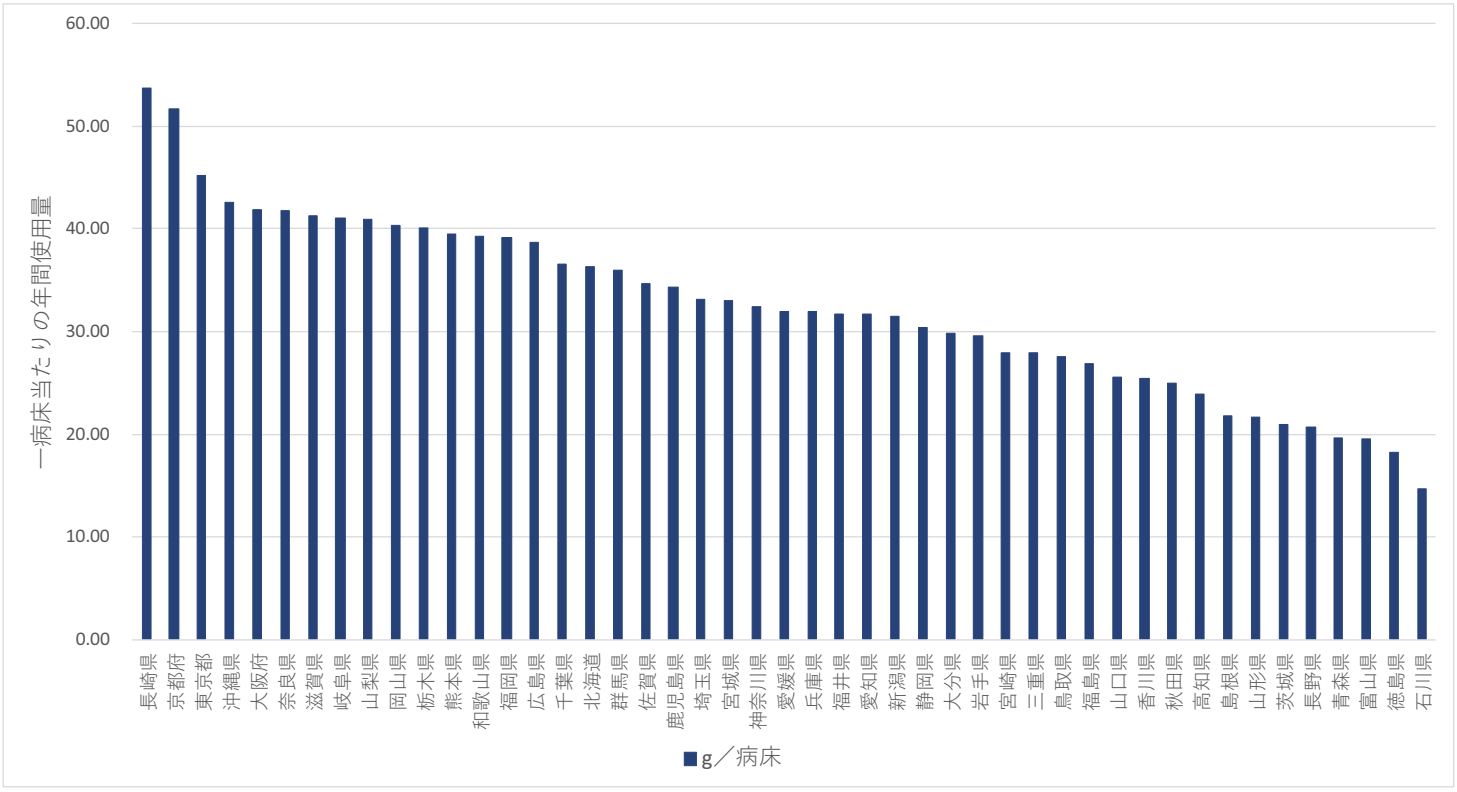

アルブミン製剤使用量

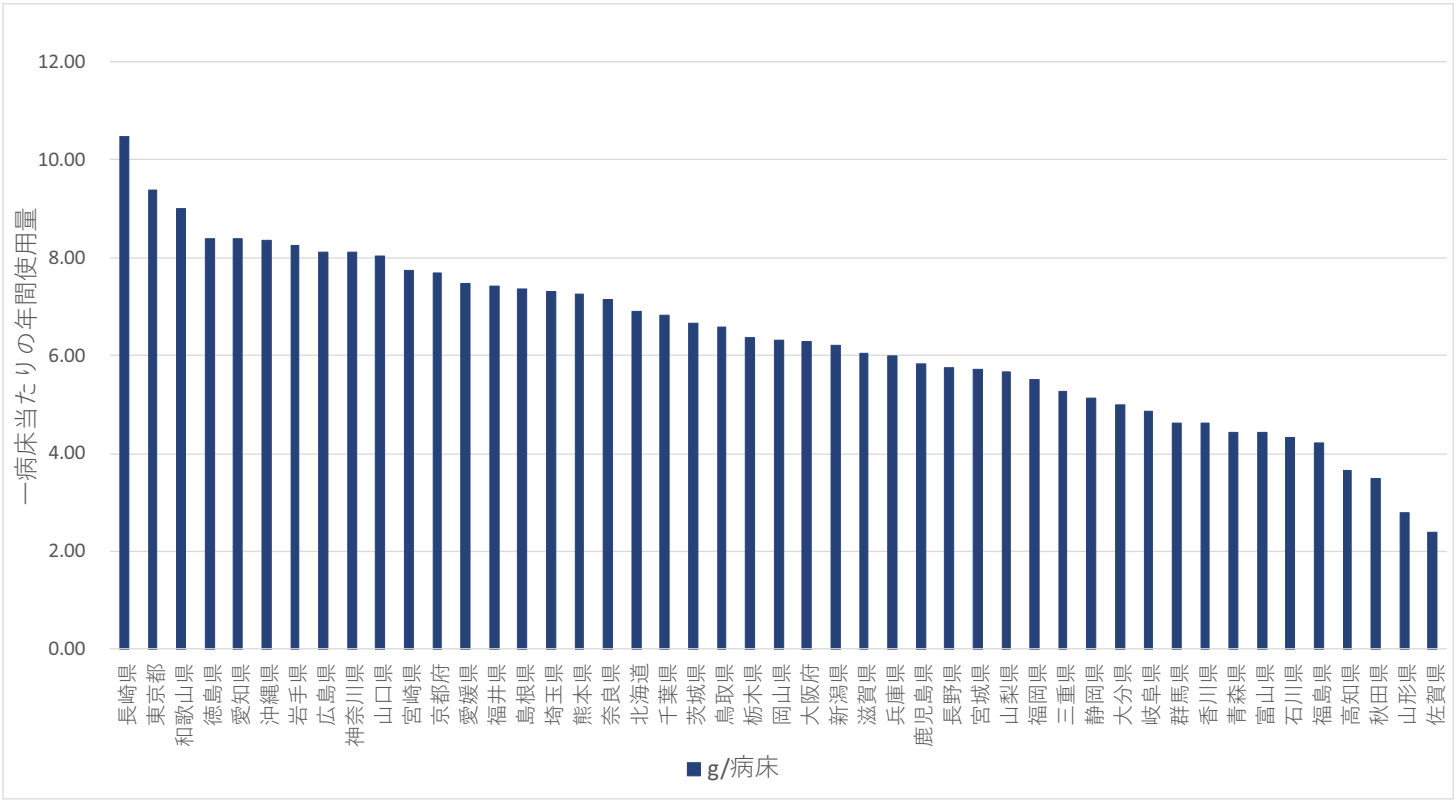

グロブリン製剤使用量

薬生副発１２１５第２号
薬生血発１２１５第１号
平成２９年１２月１５日

各（都道府県／保健所設置市／特別区）衛生主管部（局）長　殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
医薬品副作用被害対策室長
（　公　印　省　略　）

厚生労働省医薬・生活衛生局血液対策課長
（　公　印　省　略　）

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるＣ型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部改正について

日頃から、医薬品医療機器行政の推進に多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記法律につきましては、給付金の請求期限の延長を行う一部改正法（特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるＣ型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成29年法律第85号））が本日、公布・施行されました。

厚生労働省では、特定フィブリノゲン製剤又は特定血液凝固第IX因子製剤（以下「特定フィブリノゲン製剤等」という。）が投与された方等に対し、医療機関を通じて速やかに投与事実をお知らせし、Ｃ型肝炎の早期発見・早期治療や標記法律に基づく給付金の支給に繋げることが重要であると認識しております。そのため、特定フィブリノゲン製剤等が納入された医療機関（以下「納入医療機関」という。）に対し、診療録等の記録（以下「記録」という。）から特定フィブリノゲン製剤等の投与事実を確認し、確認された方へのお知らせ等を行っていただくよう繰り返しお願いしてまいりました。

つきましては、下記に一部改正の内容及び納入医療機関に引き続き御協力をお願いしたい事項を示すとともに、関係資料をお送りいたしますので、ご活用いただきますとともに、貴管内市町村及び納入医療機関へご周知くださいますようよろしくお願いいたします。

また、貴都道府県・市・区が発行する広報紙等への掲載による給付金の請求期限の延長の周知にご協力ください。その際は、保健所や委託先の医療機関において実施している「肝炎ウイルス検査」につきましても、併せてご案内いただきますようよろしくお願いいたします。

さらに、給付金の支給の請求の状況や請求期限の延長を踏まえ、納入医療機関のうち、平成６年以前の記録が保管されているにもかかわらず、記録からの投与事実の確認が進まない医療機関に対しては、厚生労働省職員の訪問による協力依頼を行うことも検討しております。この点についても併せてご周知くださいますようお願いいたします。

記

１．給付金の請求期限に関する事項（標記法律第 5 条関係）

給付金の支給の請求の期限を、次に掲げる日のいずれか遅い日までとすること。

①　2023 年（平成 35 年）1 月 15 日（日曜日に当たるため、2023 年（平成 35 年）1 月 16 日）

②　損害賠償の訴えの提起又は和解若しくは調停の申立て（その相手方に国が含まれているものに限る。）を 2023 年（平成 35 年）1 月 15 日（日曜日に当たるため、2023 年（平成 35 年）1 月 16 日）以前にした場合における当該損害賠償についての判決が確定した日又は和解若しくは調停が成立した日から起算して一月を経過する日

２．納入医療機関に御協力をお願いしたい事項

①　平成６年以前の記録が保管されている納入医療機関におかれましては、引き続き、当該記録の保管をしていただくこと。

②　元患者の方等から特定フィブリノゲン製剤等の投与に関する問い合わせがあった場合には、可能な限りの情報提供をしていただくこと。

③　保管している記録を確認し、特定フィブリノゲン製剤等が投与された方を見つけ出していただくこと。

④　投与が判明した方又はその家族の方に対し、速やかに肝炎ウイルス検査を受検するよう働きかけを行うとともに、標記法律に基づく給付金の支給対象となる場合があることについてお知らせを行っていただくこと。

（関係資料）

１．法律の概要資料

・　Ｃ型肝炎救済特別措置法について

２．リーフレット

・　出産や手術での大量出血などの際のフィブリノゲン製剤・血液凝固第Ⅸ因子製剤の投与によりＣ型肝炎ウイルスに感染された方々へ

３．Ｑ＆Ａ

・　特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるＣ型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法に基づく給付金の支給等に関するＱ＆Ａ（平成 29 年 12 月改訂版）

４．特定フィブリノゲン製剤が納入された医療機関

・　厚生労働省のホームページより確認をお願いします。

「Ｃ型肝炎ウイルス検査受診の呼びかけ（フィブリノゲン製剤納入先医療機関名の再公表について）」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000068791.html

５．特定血液凝固第IX因子製剤が納入された医療機関

・　厚生労働省のホームページより確認をお願いします（リスト中、「特定製剤」欄に「○」を付しているものが特定血液凝固第IX因子製剤になります）。

「Ｂ型肝炎・Ｃ型肝炎ウイルス検査受診の呼びかけ（血液凝固因子製剤納入先医療機関名等の公表について）」

http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/07/h0701-2/index.html

（厚生労働省ホームページ）

「出産や手術での大量出血などの際に、血液から作られた医薬品（フィブリノゲン製剤･血液凝固第９因子製剤）の投与によりＣ型肝炎ウイルスに感染した方へのお知らせ」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iyakuhin/fivwakai/index.html

（制度に関する照会先）

厚生労働省医薬･生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室

増川（内線2717）、野原（内線2718）

（代表電話）03(5253)1111、（直通電話）03(3595)2400

ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　増川　masukawa-naoki@mhlw.go.jp

野原　nohara-keita@mhlw.go.jp

（納入医療機関への協力依頼等に関する照会先）

厚生労働省医薬･生活衛生局血液対策課

山本隆（内線2909）、神垣（内線2914）

（代表電話）03(5253)1111、（直通電話）03(3595)2395

ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　山本隆　yamamoto-ryuuta@mhlw.go.jp

神垣　kamigaki-akane@mhlw.go.jp